

ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫
実施細則

47農政第2552号

昭和47年5月27日

植物防疫法施行規則別表一の1および2の項のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にかかる植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1. 消毒施設

告示四の生産地における消毒の蒸熱処理施設またはくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとする。

(1) 蒸熱処理施設

ア 自記記録式の温湿度計が設備されていること。

イ 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、生果実を積み上げた状態の上部、中部および下部それぞれ1か所以上の果実の中心温度ならびに蒸熱処理施設内の1か所以上の空間温度を測定できるものであること。

ウ 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の1か所以上の空間湿度を測定できるものであること。

(2) くん蒸施設

ア くん蒸施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下るまでの時間が22秒以上であること。

イ 1分間当たりの送風量がくん蒸施設の内容積の三分の一以上である送風機が設備されていること。

ウ エチレンダイブromaidの気化装置が設備されていること。

エ 前記ウの装置の稼働状況を外部から観察できる窓があること。

オ ~~くん蒸施設の内部の温度を測定できる温度計が設備されて~~いること。

カ 排気口があること。

2. こん包場所

告示五の口のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

(1) 消毒施設に接続して設備されており、経等の開口部にはすべて金属が張られている等、ミバエ等の侵入を防止するための設備があること。

(2) 消毒済みソロ種パパイヤ生果実の専用こん包場所であること。

(3) 3か月に1回以上、内部が、殺虫剤で消毒されていること。

3. 保管場所および保管期間

(1) 告示六の保管場所については、次の条件を満足しているものとする。

ア ホノルル国際空港内の1か所であること。

イ 消毒済みパパイヤ生果実の専用保管場所であること。

ウ 低温施設を具備していること。

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。

(3) 上記(2)の保管期間をこえたパパイヤ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消させるものとする。

4. 消毒施設、こん包場所および保管場所の調査

(1) 消毒施設、こん包場所および保管場所の調査は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関の行なうこれらの施設および場所の指定のための調査と共同して行なうものとする。

(2) 上記(1)の調査は、原則として3か月に1回以上行なうものとする。

5. 検査および消毒の確認

告示三の(三)の検査および消毒の確認は、次により行なうものとする。

(1) 消毒実施の確認

ア 蒸熱処理の場合は、積みあげられた生果実の上部、中部および下部の生果実の中心が飽和蒸気により47.2度に達したこと、ならびに生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認すること。

イ くん蒸の場合は、積みあげた生果実の高さ、生果実の温度、投薬量、エチレンダイブロマイドの完全蒸発、送風機の稼動状況、排気口、扉等の密閉状況ならびにくん蒸時間を確認すること。

なお、くん蒸時間は、エチレンダイブロマイドが完全に蒸発したときから測定するものとし、くん蒸中は常時ガスの循環を行なわせること。

(2) 輸出検査の確認

ア 生果実のこん数の5パーセント以上について行ない、有害動物または有害植物のないことを確認すること。

イ 前記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が附着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行なわないこと。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、前記(1)のアまたはイにより消毒が完全に行

なわれたことを確認したとき、および前記(2)の輸出検査の確認により有害動物または有害植物が認められないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の余白にそれぞれ確認したことを附記するものとする。

区	分	確認者氏名印
消毒確認	月 日 時	
検査確認	月 日 時	

3センチメートル

10センチメートル

イ 前記アの確認を行なった生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書のほか、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA	
Master Certificate No. _____	
Package No. _____	
Date of Disinfection: _____	
Certified by _____ (USDA Inspector)	
Certified by _____ (Japanese Inspector)	

7センチメートル

10センチメートル

ウ 別記イの場合には、アによる植物検疫証明書またはその写しをあらかじめ、横浜植物防疫所羽田支所および神戸植物防疫所伊丹出張所あてに送付させるものとする。

(4) 確認業務

上記(1)および(2)の確認業務は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関により行なわれる検査および消毒の確認と共同して行なうものとする。

6. 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、アメリカ合衆国植物検疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量と輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証票の抹消状況

エ 低温施設の稼動状況

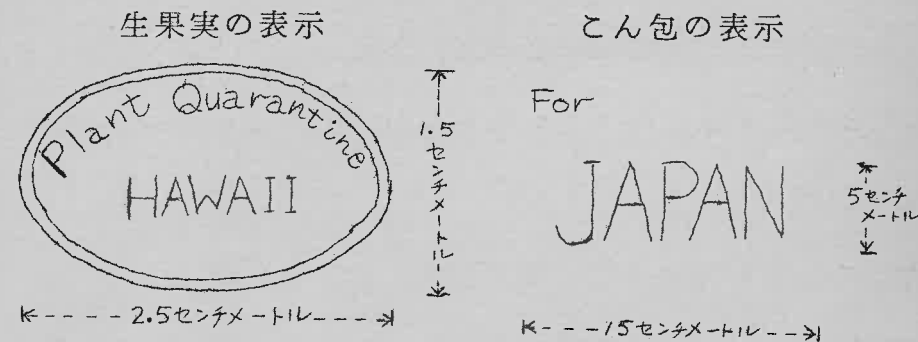
(2) 植物防疫官は、上記の保管状況の確認を円滑に行なうため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し必要事項を記録させることができるものとする。

(3) 上記(1)の確認は、2か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認すること

ができるものとする。

7. 表示

- (1) 告示七の生果実およびこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。



- (2) 航空携行手荷物のこん包の表面には、次の内容を含む和文および英文の注意書きを表示させるものとする。

ア 当該パパイア生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検査前に封印を破ると当該パパイア生果実は、輸入禁止されること。

8. 輸入検査の場所

輸入検査は、次の港および飛行場の植物防疫官の指定する場所において行なうものとする。

(1) 港 京浜 大阪 神戸

(2) 飛行場 羽田 伊丹

9. 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書（貨物として輸入される場合）または植物検疫証明書および植物検疫証票（航空携行手荷物として輸入される場合）を確認して行なうものとする。

- (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、上記(1)の確認を行なったときは、当該こん包の植物検疫証票を抹消するものとする。

- (3) 告示三の(三)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書または植物検疫証票が添付されていない場合、告示五の(三)の封印のないこん包入りの場合、告示六の表示がなされていない場合もしくはこん包が破損または開ひされている場合には当該生果実の廃棄または返送を命ずるものとする。

- (4) 上記(1)、(2)および(3)以外の輸入検査の手続きおよび方法は、植物防疫法施行規則および輸入植物検疫規程によるものとする。

- (5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄または返送を命ずること。

イ 前記アのミバエ類が附着した原因についてアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。